

ゲノム編集飼料及び飼料添加物の飼料安全法上の取扱いに係る意見・情報の募集
に寄せられた主な御意見の概要及び御意見に対する考え方

パブリックコメント実施期間：令和元年 9 月 11 日（月）～ 10 月 10 日（月）

意見総数：212 件（ 一件に複数の御意見が含まれている場合もあるため、重複有り）

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p><u>安全確認の義務化（33 件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州司法裁判所が示した判断に則り、全てのゲノム編集飼料及び飼料添加物に遺伝子組換え飼料等と同様に安全確認を義務づけるべき。 ・ ゲノム編集技術を用いた際にガイド RNA や切断酵素が残存することから、遺伝子組換え飼料等と同様に安全確認を義務づけるべき。 	<p>ゲノム編集飼料及び飼料添加物（以下「ゲノム編集飼料等」という。）であっても、その塩基配列の状況を見た場合、最終的に自然界又は従来 of 育種技術で起こっている範囲内の遺伝子変化のもの（1～数個の塩基の変異など）として選抜されたものについては、従来 of 育種技術による飼料等と同程度 of リスクと考えられます。このため、従来 of 育種技術と同様に安全確認を行う必要性が低いことから届出 of 対象としました。一方、何らか of 機能をもった外来遺伝子が組み込まれたものは、従来 of 育種技術では起こりにくいことから、従来 of 組換え DNA 技術応用飼料等と同様に安全確認 of 対象と整理しました。</p> <p>CRISPR-Cas9 を発現する遺伝子が取り除かれている場合には、ガイド RNA や切断酵素は、最終的に飼料等には残存しないと考えられます。また CRISPR-Cas9 を発現する遺伝子が取り除かれていないことが確認できない場合には、従来 of 組換え DNA 技術応用飼料等と同様に安全確認 of 対象となります。</p> <p>なお、EU におけるゲノム編集飼料等 of 扱いについては、現在も検討中と承知しています。</p>
<p><u>届出 of 義務化（32 件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲノム編集飼料 of 安全に不安があるので届出を義務化すべき。 ・ ゲノム編集飼料であること of 判断を行うために届出を義務づけるべき。 	<p>届出を求めることとなるゲノム編集飼料等は、飼料安全法 of 遺伝子組換え技術に関する規制 of 対象外である「従来 of 育種技術」により得られたもの of 範囲内と考えられることから、届出を求めることとなるゲノム編集飼料等は、飼料安全法に基づく「飼料等 of 安全」 of 観点からの強制力を持った届出義務化には、現段階ではそぐわないと考えられます。</p>

	<p>ただし、ゲノム編集は新たな技術であることから、知見を蓄積し科学的な判断を行うために、届出を求めることとしました。</p> <p>今後、国内外の安全性に関する新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じ取扱いを見直すことも念頭に、ゲノム編集飼料等の安全を確保する取組を継続していきます。</p>
<p><u>後代交配種の取扱い（28件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム編集食品と同様に、ゲノム編集飼料等の後代交配種についても届出が必要。 ・ゲノム編集飼料と従来品種を掛け合わせた後代交配種に対して届出を求めない措置は、科学的に基づいたものであることから支持する。 	<p>パブリックコメントでの多様な御意見を受け、農業資材審議会飼料分科会及び同遺伝子組換え飼料部会において、改めて審議を行った結果、ゲノム編集飼料として安全性の情報を届け出た品種と従来品種等を伝統的な育種の手法により掛け合わせる場合であっても、ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が変化したもの、亜種間以上で交配したものや摂取量、使用部位、加工法等の変更があるものについては、届出を求めることとしました。</p> <p>なお、組換え DNA 技術応用飼料等として安全確認の実績がない生物種の後代交配種については、事前に畜水産安全管理課へ問い合わせることを求めるとともに、ゲノム編集飼料等としての安全性の情報の提出が必要なものについては届出を求めることとしました。</p>
<p><u>表示（33件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノム編集作物の安全に不安があることから、流通しても区別出来るよう表示を義務づけるべき ・消費者が選択するために、表示を義務づけるべき。 	<p>飼料安全法では、飼料の使用が原因となって有害畜産物が生産されることや家畜等に被害が生じることの防止を目的に表示の基準を定めていますが、現段階においては、これらに該当するものではないと考えます。</p>
<p><u>トレーサビリティ（25件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が主導でトレーサビリティ制度の確立に取り組むべき。 	<p>届出がなされたゲノム編集飼料等の情報については、公表することとしています。</p> <p>また、飼料等の流通段階のトレーサビリティを確保し、飼料等に起因する事故等が発生した場合に速やかに対応が行えるよう、飼料製造業者等は、飼料安全法に基づき飼料又は飼料添加物を製造し又は輸入し、若しくは譲り受け又は譲り渡したときに一定の事項を帳</p>

	簿に記載することを義務づけています。
<u>公表情報（29件）</u> <ul style="list-style-type: none"> 届出された情報は、企業秘密に関わる事項を除き、原則公表すべき。 	届出がなされた情報は、事業者の機密事項に配慮しつつも、公表することとしています。
<u>取締（26件）</u> <ul style="list-style-type: none"> 輸入品についても実効性のある取締を行うため、届出を求めべき。 事業者の取締を徹底すべき。 	ゲノム編集飼料等に関する措置は、輸入品についても適用されます。 また、本通知に従わない事実が確認された場合にあっては、経緯等を確認の上、当該開発者等の情報と共に公表することとしています。
<u>その他（6件）</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ゲノム編集技術の定義中「特定の機能を付与する」には、生物が本来持っている機能を不活化させることも含まれるのか。 	ゲノム編集技術の定義中「特定の機能を付与する」には、生物が本来持っている機能を不活化させることも含まれます。
<ul style="list-style-type: none"> 届出の資料等の手続に関する御意見 	届出の資料等の手続につきましては、取扱要領に従って運用します。農林水産省への事前相談を御願います。
<ul style="list-style-type: none"> 本取扱の飼料の対象となる動物に関する御意見 	本取扱の飼料の対象となる動物は、飼料安全法の規制の対象となる牛用、豚、めん羊、山羊等となります。